

## 1. 本校のいじめ防止とは

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えると考える。そこで、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるように、いじめの未然防止、早期発見・解決に向け、保護者や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたることを基本方針とする。

### ・児童の実態

児童同士の仲がよく、同学年はもとより、学年・男女の枠を越えたコミュニケーションが活発に行われている。授業や学校行事等で自己表現の機会も多く、自治力を育む（児童に任せる・委ねる・決定させる）環境が比較的整っている。

### ・小・中連携による中学校区の取り組み

QU 4 校実施・検証

幼小中合同研修会

校区（保幼小中）の移行支援（中学校区共通の移行支援票等を活用した情報共有）

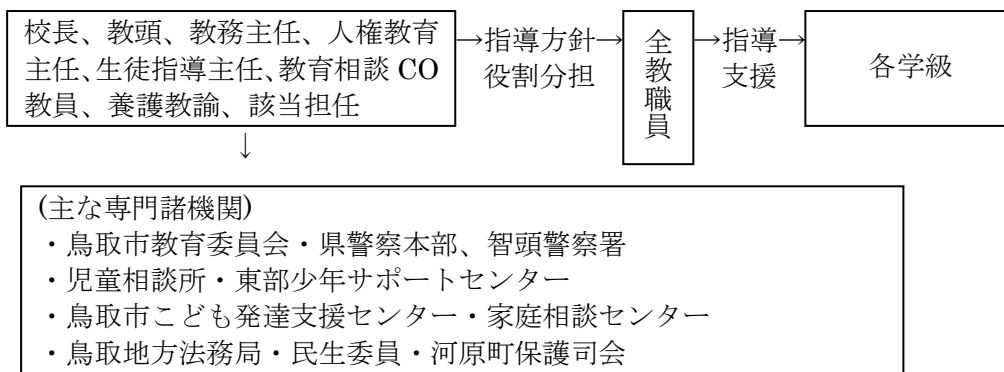
合同研究授業（夢を叶える授業づくり～達成感を味わえる授業の創造～）

小 6 年生の中学校体験入学・中学校教員による出前授業

## 2. いじめを未然に防止するために

### (1) 校内体制

〈 いじめ防止対策委員会 〉



〈活動〉

①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、面談週間等）。

②いじめ防止に関すること。

③いじめに対する対応に関すること。

④いじめが心身に及ぼす影響についての理解を深めること。

※いじめ防止基本方針の策定や見直し、取り組み状況の把握、事例検討、計画等の見直しを PDCA のサイクルで行う。

### (2) いじめの未然防止のための取り組み

#### ①いじめについての共通理解

・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成し、からかいやひやかしなどの行為を見過ごさないことを共通理解し、毅然とした態度で指導に当たる。

#### ②いじめに向かわない態度・能力の育成

・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止し、「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。

・学級活動では、インターネットを通じて行われるいじめについては、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることを理解させ、「しない」「させない」気持ちを持たせる。

- 学校で行われる対策として、情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
- 家庭に対して行われる対策として、児童の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- PTA 総会またはPTA 夏期研修において、保護者への啓発を行う。
  - ・年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力の育成
  - ・いじめに関する指導の道徳や学活への位置づけ

- ③ いじめが生まれないための指導上の留意点
- ・わかる授業づくり、すべての児童が参加・活躍できる授業づくり
  - ・幼・保・小・中学校の連携を密にし、つながりの切れない教育の推進
  - ・規範意識の育成、道徳性、社会性の伸長
  - ・すべての児童生徒が安心・安全に過ごせる学校づくり
  - ・児童のストレス耐性の育成
  - ・教員の不適切な認識や差別的な態度がないか適時研修を行い、教員の資質向上を図る。

- ④ **自己有用感や自己肯定感の育成**
- ・すべての児童の居場所づくり、絆づくり
  - ・家庭や地域との連携による認める場の設定

- ⑤ 自らいじめについて学び、取り組む態度の育成
- ・お互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らつくり出す活動

### 3. いじめの早期発見に向けて

#### 〈早期発見の基本〉

- ①児童のささいな変化に気づく
- ・机を離す、服が汚れる、押される、物がなくなる等
- ②気づいた情報を確実に共有する
- ③情報に基づき速やかに対応する
- ・早期発見するための取り組み
 

}	担任以外の教員からの情報 授業、休憩時間での様子 保健室での様子、家庭や地域での様子 いじめ実態調査（ <b>月1回のアンケート</b> 、面談週間）
---	--
  - ・QU アンケートの実施（年2回6月、11月）※アンケートの結果を児童理解や指導に生かす。
  - ・気になる変化や行為があった時の情報共有
 

}	職員室での会話 職員会で情報交換（月1回） 特別支援教育委員会（年3回）
---	--
  - ・保護者との情報を共有する
 

}	学校・学年通信 電話連絡家庭訪問保護者会 心のケア支援事業 学校評価アンケート
---	--

### 4. 発見したいじめへの組織的な対応

〈平常時〉

- ・児童の訴えなどからいじめが発見された場合、すぐに担任・担当・管理職等で協議する。
- ・いじめであると判断した場合、いじめ防止対策委員会を招集し、被害者児童のケア、加害者児童の指導、関係保護者への連絡など対応の方策を協議する。
- ・協議の結果を受けて、関係児童へ対応する。また、保護者への事前事後の報告をする。
- ・いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対応できる児童の育成をめざした指導をする。

## 〈重大事態発生時〉

### 【重大事態】

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、すみやかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重要な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・教育委員会と連絡を取りながら必要な対応を行う。
- ・当事者の保護者に十分な配慮をして伝える。
- ・加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考える場合、あるいは、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会とも連絡をとり、所轄警察署と相談して対処する。
- ・ネット上のいじめの対応は、学校単独での対応が困難と判断した場合には、教育委員会と相談しながら対応を考える。必要に応じて法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。

## 5. 地域や家庭との連携について

- ・学級担任を窓口として日頃から積極的に声かけを行い、保護者が相談しやすい雰囲気を作る。
- ・通信物・電話、懇談会、保護者会等で情報を共有する。
- ・学校だより、ホームページ等で広報・啓発活動を行う。
- ・学校運営協議会、PTAの各種会議や保護者会等において情報提供や意見交換の場を設ける。
- ・保護者・地域と連携して研修会を開催する。
- ・地域ボランティア等との連携を図る。

## 6. 関係機関等との連携

次のような状況にある場合、指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関との連携を図ることにより、児童への指導援助をより効果的に進める。

- ①心理的なケアが必要であると判断した場合
- ②子どもや保護者が、教師には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ③問題行動を繰り返す児童の処遇や、配慮を要する保護者に関する場合
- ④学校間・異年齢にまたがる集団による場合

### 連携についての配慮事項

- ・関係諸機関や相談機関との連携は校長が判断し、学校の指導体制の一環として行う。
- ・連携に当たっては、保護者の理解を十分得て、専門機関と連携して行う。
- ・保護者に関係機関や相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止めながら、保護者が学校や教師への不信感を生まないように十分配慮し、信頼関係を築く。